

個人情報保護審議会（第67回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年4月24日（土）午後1時から午後5時5分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階 「亀」

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
伊藤 潤子	齋藤 修	藪野 正昭

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(健康生活部福祉局障害福祉課)

課長補佐兼障害政策係長	石塚 和弘	精神健康福祉係長	泉 美江子
生活支援係長	盛山 忠	主任	中井 加奈子

(県土整備部県土企画局契約・建設業室)

契約・建設業室長	中村 良考	課長補佐兼入札制度係長	長谷川 和正
主査	武内 隆幸		

(健康生活部健康局生活衛生課)

衛生指導係長	都倉 敏明	主査	森本 和徳
--------	-------	----	-------

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号16-1号案件（収集の制限（本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止）並びに利用及び提供の制限の例外の件）

【兵庫県障害者（児）実態調査の件について】

(2) 諮問受付番号16-2号案件（利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外の件）

【入札参加資格者名簿の公表の件】

(3) 諮問受付番号16-3号案件（収集の制限（本人収集の原則）並びにオンライン結合による提供の制限の例外の件）

【建築物環境衛生管理技術者情報の厚生労働省への提供の件について】

6 議事の要旨

調査審議事項

(1) 諮問受付番号16-1号案件(収集の制限(本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止)並びに利用及び提供の制限の例外の件)

委員: 実施機関(健康生活部福祉局障害福祉課)より説明していただく。
健康生活部福祉局障害福祉課 着席

健康生活部福祉局障害福祉課の職員から説明が行われた。

委員: 説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員: 調査目的として、国の障害者基本計画を受けて現行プランの把握・点検を行うということを記載されているが(資料P.5)なぜ、今、包括的な調査が必要となるのか、10年度の調査から5年以上経過していることもあるだろうが、現在保有している情報のどういうところが不十分なのかなど、もう少し具体的な説明をお願いしたい。

障害福祉課: まず、15年度から支援費制度が導入されたことがある。14年度までは、行政がサービスの内容やサービス提供者を決めていたが、障害のある方が自らサービス提供者を自由に選択する制度に変更が行われた。

また、今後5年間の障害者施策を策定するにあたって、社会情勢の変化に対応したプラン改定を行うには、最新のデータが必要であり、10年度調査ではデータとして古いこともある。

委員: 支援費を給付しているなら、実態を把握しているのではないか。

障害福祉課: 県が財源負担はしているが、実際の給付を行うのは市町であり、個別具体的な内容は、県では把握していない。

県は市町がどのサービスにいくら負担しているかは把握しているが、計画策定には、今後のニーズや必要なサービス基盤を把握する必要がある。

委員: プランを改訂するために、これだけの調査が必要な理由、10年度調査がどのように5年間の施策に生かされたのか、計画の仕組み、位置づけを知りたい。

障害福祉課: 計画は、サービスを提供する事業者、施設をどの水準まで整備していくべきかという目標値を掲げる整備計画、行政だけでなく、県民の方も含め、差別の解消等、どのような行動をとっていくのかという行動計画との二つの側面を持っている。

例えば、ホームヘルプサービスのニーズが高ければ、ホームヘルパーを倍増する必要がある等、人材の養成についても計画に位置づけ、県の施策に反映させる必要がでてくる。

なお、障害者基本法では、県が障害者基本計画を策定することを県に対しては義務規定とし、市町に対しては努力規定としている。

国、県、市町、各々が策定しており、市町の計画の積み上げが県の計画というものではない。

委員： 10年度調査も、同様の計画策定のために行ったのか。

障害福祉課： 13年度から17年度までを対象としたプラン改定を行うために調査した。しかし、介護保険制度、支援費制度の導入等により、既に目標量を超えているものがあるなど、改めてニーズを把握し、目標値を定める必要がある。

委員： 介護保険制度や支援費制度の導入によって、福祉サービスの需要と供給のバランスが変わってきたため計画自体を見直す必要があり、計画自体で具体的に何かを行うのではなく、計画に基づいて様々な施策がとられるということだと理解している。

委員： 10年度調査時には、介護保険制度を見込んでいたのか。既に見込んでいたのなら、今回のプラン改定はその延長線上にあるため、不備を補う程度でよいのではないか。

また、個人情報の保護措置として、委託先ではデータをハードに保管しないことを記載しているが(資料P.4)、実効性はあるのか。相手との信頼関係で担保されると考えているのか。

障害福祉課： 10年度時点では、介護保険制度と障害者施策との関連は明らかではなかったため、介護保険制度を意識した内容にはしていないし、障害者の方も制度を意識して回答をしていなかったと思う。

また、ハードにデータを残すと消去作業は委託先が行うことになるため、ハード保管を禁止したものである。確かに、その実効性は、委託先との信頼関係によらざるを得ない。

委員： 予定している委託先が 大学とあるが、選定理由は何か。

障害福祉課： 10年度調査時には、障害者福祉のニーズ調査・分析を自主的に行っている実績があることから選定した。最近では、医療や福祉の調査を行っている民間事業者も増えているようなので、民間でも構わないと考えている。

委員： 今回は入札で選定するのか。

障害福祉課： 専門的な能力と金額の折り合いを考え、入札を実施するか検討しているところである。

委員： 金額だけでなく、秘密保持の観点からも選定していただきたい。入札では業者の秘密保持の評価や条件設定は難しく、大学の方が確実な印象はある。

委員： 委託契約書(案)第9条で、再委託の禁止を定めているが、大学の研究室に9,000人の調査分析を行うだけの人員がいるのか。

障害福祉課： 所長のほかに4～5名であるが、前は1ヶ月で分析を行ってもらっている。

委員： 履行補助者(アルバイト)の契約については触れるのか。

事務局： 契約のなかに個人情報取扱特記事項を入れており、事務従事者へ

の個人情報保護の義務や周知を課している。

委員： 県として使用する調査結果は、どのような形でとりまとめられるのか。報告書のような形で残しておくだけなのか、入力されたデータをもらい、県でさらに加工処理をするのか。

障害福祉課： 前は、単純集計の報告書であったが、今回は、年齢や地域ごとのクロス集計も行ったものを報告書にしてもらい、その中で必要なデータをプランに差し入れていくことになると思う。また、推進協議会でプランの検討を行っていくなかで、他のクロス集計の要望があれば、県（事務局）でその作業を行う。

委員： 他自治体でも同様の実態調査を行っているのか。

委員： 実態調査を行わずに、計画策定は無理だろう。

委員： 話は変わるが、児童の割合はどのようなものか。とても子どもが回答できる内容ではなく、当然、親権者が回答することになると思われるのだが。

障害福祉課： 知的障害者の内訳は、18歳未満700人、18歳以上1,500人を想定している。身体障害者は、年齢の区別をせず、無作為抽出をするが、同じような割合で含まれると考えている。

内容は、子どもにも理解できるように知的障害児の親の意見も聞いた上で作成した。

委員： 精神障害者には、入院患者も含め、対象者に医師等が説明の上、配布するという理解でよいか。

障害福祉課： そうである。5年以上の入院者が半分以上おり、社会復帰に向けて何が必要かを把握することも必要であり、入院患者にも実施する。

委員： スタッフから説明を受けると、間接的に強要を感じさせないか、スタッフが記入を行うような場合、守秘義務はどうなっているのか。

障害福祉課： 意思表示ははっきりしているため、間接的に強要となることはないと考えている。

スタッフには説明会を実施し、原則、本人に書いてもらうこととし、本人に記入を要望されたら、本人の意思を確認しながら記入すること、回答及び提出は本人の意思に任せることを徹底する。

委員： 神戸市、姫路市の該当者には調査を行わなくてよいのか。

障害福祉課： 神戸市、姫路市は県と同じ権限があり、県の権限は及ばないため、県の計画に入れようとすれば、市から聞いた内容をそのまま入れるしかない。

委員： 個々の措置はわかるが、計画レベルでも外すのか。

障害福祉課： 各市でも計画を策定しており、その計画の内容を県の内容にあうように入れるのか、全く別のものにしてしまうのかは、今後、推進協議会で検討を行う。

委員： 調査対象の9,000人は、どの程度の割合か。

障害福祉課： 身体障害者20万人、知的障害者2万人、精神障害者1.5万人くら

いと聞いている。精神障害者は手帳保持者の5倍ぐらいいると思われる。

委員： 統計処理のサンプルとしては、むしろ多いぐらいではないか。

委員： 5年ごとに計画を改訂するならば、調査はそのたびに行うのか。社会状況に応じて、調査方法、調査項目も変更するのか。

障害福祉課： 調査項目は必ずしも同一とはならないが、調査方法は、問題が生じなければ、変わらないのではないか。

委員： 調査の必要性は認められるし、むしろ調査せざるを得ないだろう。ところで、今後、結果の使い回しはするのか。

事務局： 統計データの形ではあるだろう。

なお、調査は匿名で行い、送付先は、送付終了後廃棄し、調査の集計が終われば、調査票も廃棄する。

健康生活部障害福祉課職員 退席

委員： 答申案について、何か意見を伺いたい。

委員： 今後、同様の調査を行う場合、改めて諮問の必要性がないということをあえて記載するのはいかがか。

委員： 同意見である。その時点で、説明を聞いて不要ということはあるだろう。

委員： 委託先に対しては、極めてセンシティブな情報の取扱いをするから、県としても委託契約や実際の業務の執行等において、委託先が適切な安全確保措置を講ずるよう、できる限りの措置をとるよう求めるというニュアンスのものが欲しい。

委員： 委託先の業務執行において、契約上の安全確保措置が確実に実行されるよう、県として適切に監督等を行っていただけるよう求めたい。

委員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委員： 異議なし。

(2) 諮問受付番号16-2号案件(利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外の件)

委員： 実施機関(県土整備部県土企画局契約・建設業室)より説明していただく。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 着席

県土整備部県土企画局契約・建設業室の職員から説明が行われた。

委員： 説明について、ご質問・意見を伺いたい。公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令(以下「施行令」という。)では、競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿の公表について、県に義務付けているという理解でよいか。

契約・建設業室： 施行令では、資格を定め、名簿を作成した場合には、公表するこ

ととなっているが、公表する項目についての具体的な定めはない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針には、公表することを努力規定としている項目がある。

委員： 県が独自で公表する項目について、説明していただきたい。

知事・建設部長： 年間平均完成工事高、全職員数、総建設従業者数、技術者数、ISO、障害者雇用率達成、指名停止等、さわやかな県土づくり賞受賞、工事成績、VE提案である。指針では、総合数値、総合評定値、主観数値、順位（兵庫県内）について公表が求められている。

委員： 他府県においても、指針で努力義務となっている項目については、公表を予定しているという理解でよいか。

知事・建設部長： はい。各府県とも法律、施行令、指針を受け、施工能力に係る項目の公表を拡大すると聞いている。

委員： 今回新たに、公表を予定している測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者と公共工事に係る入札参加資格者は、どのような関係にあるのか。

知事・建設部長： 基本的には、同じ業者はいないと考えている。工事を行う前に、まず、基本計画を策定し、その基本計画を踏まえて、概略設計、詳細設計を作成する。その間に、測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者が測量等を行い、工事の技術的な検討を行う。測量等の報告を受けて、県が、実際の設計書を作成し、公共工事の入札が行われる。

委員： 公共工事と測量・建設コンサルタント等業務の両方を行っている業者も中にあるのか。

知事・建設部長： 稀であると思うが、いると思う。

委員： 測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿については、法律、施行令、指針で公表を予定しているのか。

知事・建設部長： 法律等の定めはない。測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿についても、入札及び契約の透明性の確保ため公表が必要と考えている。他府県においても、公共工事に係る入札参加資格者名簿に対応した公表を行っている。

委員： 測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿については、県として独自に行いたいという理解でよいか。また、他府県でも公表の取り組みが進められているのか。

知事・建設部長： そうである。測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿を閲覧に供している都道府県は、37団体、ホームページでの公表は18団体である。

委員： ホームページと紙媒体で、公表する情報が異なっているのはなぜか。

知事・建設部長： 紙媒体は、専門的な業者への閲覧を想定している。ホームページは、県民への公表を想定しており、施工能力についての情報を主に

公表する。

また、ホームページでは、容量の問題もあり、公表する情報を限定している。

委員： 公表する項目の中の総合評定値と工事成績の関係について説明していただきたい。

建設部長： 公共工事を請け負う建設業者は、経営状況、経営規模、技術的能力等についての審査を受けることが建設業法第27条の23に定められている。この審査を受けた数値が総合評定値である。具体的には、総合評定値は、完成工事高、自己資本額及び建設業従事者職員数、経営状況、技術職員数、工事安全実績、営業年数等により数値化される。

工事成績とは、県の工事成績であり、工事完成後、職員が100点満点で評価しているものである。

委員： 入札参加資格者の名簿はどのように使用されることになるのか。

建設部長： 県民に広く情報を提供することで、入札及び契約の透明性の確保を図りたい。また、県はA、B、C、D、Eのランクをつけており、工事の規模ごとに対象となる業者のランクを決めている。県が指名する場合の指標として利用する。

委員： 確認であるが、Aランクの業者でなければ、入札できないことにはなっていないということでしょうか。

建設部長： はい。

委員： 入札の結果の公表についてはどのようになっているのか。

建設部長： 入札金額、入札業者については、窓口及びホームページで公表している。

委員： 県では、入札の結果、経営事項審査を窓口及びホームページで公表していることに加え、公共工事に係る入札参加資格者名簿を公表することは、公共工事の入札過程全体の透明性の確保を図る方法の一つという理解でよいのか。

建設部長： はい。

委員： 今回新たに項目を拡大するのは、指針を受けてか。

建設部長： 今回拡大する項目は、主に主観数値についてであり、これは指針において公表を求められている項目である。

委員： 指名停止等の評価を公表するとなっているが、過去の処分履歴を公表することは業者にとって二重処罰になるのではないのか。

建設部長： 公表する情報は、1年分である。指名停止の公表については、平成15年5月22日付け答申第48号において、審議会で例外取り扱いが認められており、新たに発信する情報ではない。

委員： 事実関係のみの公表であるので問題はない。

委員： 主観数値の持つ意義について説明していただきたい。

建設部長： 総合数値のみでは、客観的な数値となる。障害者雇用達成、IS

〇取得等の項目を評価の中に入れることで、県の工事を請け負う者を評価をしていきたいと考えている。また、今後、事業者が努力している項目についても主観点として加える方向で検討している。

委員： 主観数値によって、参加できないことはあるのか。

契約・建設業室員： 主観数値のみによって参加を決定するものではない。業者の格付けを行う際には、総合評定値と主観数値の合計により行っている。主観数値は、総合数値に影響する。

県土整備部県土企画局契約・建設業室職員 退席

委員： 答申案について、何か意見を伺いたい。

委員： 今回新たに公表する項目は、指針を具体化したものであるということか。

事務局： はい。

委員： 指針において公表を求められている項目と県独自で情報提供する項目について説明していただきたい。

事務局： 指針において公表を求められている各発注者による評点というのは主観数値であり、この主観数値を具体化したものが、ISO取得の有無、障害者雇用率達成、指名停止等、さわやかな県土づくり賞受賞、工事成績、VE提案である。

委員： 主観数値の項目を決定した根拠は何か。

事務局： 県の内部決定であると思う。

委員： 利用及び提供の制限の例外について（答申）3は、「上記の公表しようとする情報は（それだけでは個人識別性はありませんが）経営事項審査の結果その他の公表されている情報と照合することにより、個人識別性を有する個人情報となりますが、本件情報を当初の収集目的以外に提供することには、公益上の必要があり、適当であると認められます」とした方がよいと思う。いかがか。

委員： 異議なし。

委員： 利用及び提供の制限の例外についての例外答申は、平成11年6月16日付け答申第27号を受けたものという理解でよいか。

事務局： そうである。

委員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委員： 異議なし。

(3) 諮問受付番号16-3号案件（収集の制限（本人収集の原則）並びにオンライン結合による提供の制限の例外の件）

委員： それでは、実施機関（健康生活部健康局生活衛生課）より説明していただく。

健康生活部健康局生活衛生課 着席

健康生活部健康局生活衛生課の職員から説明が行われた。

委員：厚生労働省は、建築物環境衛生管理技術者の免状を交付している
ので、氏名等のリストを保有していることはわかる。では、都道府
県では、免状番号から、管理技術者を特定できるのか。

生活衛生課：県は、特定建築物使用届書に記載されている管理技術者が、他の
都道府県等で兼務していた場合には、個人を特定することができる。

委員：県は、届書と突合しない限り免状番号から個人を特定できないの
か。

生活衛生課：そうである。

委員：厚生労働省から県に提供される情報は、建築物の名称、所在地、
管理技術者の免状番号のみか。

生活衛生課：そうである。

委員：特定建築物について、説明していただきたい。

生活衛生課：特定建築物とは、多数の者が使用し、その維持管理について環境
衛生上特に配慮が必要なものとして、集会場、店舗、学校、旅館等
の用途に供され、その用途に供される部分の延べ面積が3千平方メ
ートル以上（学校の場合は、8千平方メートル以上）をいい、現在
本県には、377件ある。

委員：多くの場合、従業者が管理技術者となるのか。

生活衛生課：通常は、管理会社からの派遣が多い。

委員：管理技術者の免状は、どのように取得するのか。

生活衛生課：試験による取得方法と1ヶ月講習を受け、取得する方法がある。

委員：資料では、特定建築物の所有者等から届出のあった建築物環境衛
生管理技術者に係る情報については、立ち入り検査や環境改善命令
等において利用提供することが予定されているという記載があるが、
もう少し説明していただきたい。

事務局：都道府県知事は、職員に建築物における衛生的環境の確保に関す
る法律第11条において、特定建築物への立ち入り、その設備、帳
簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若し
くは関係者に質問することができることとされている。この場合の関係
者は、管理技術者のことを意味する。第12条では、特定建築物の
維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の
改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずること等ができるこ
とが定められている。

委員：今回のデータベースを作成することで、兼務の実態を初めて把握
できるのか。

生活衛生課：そうである。

健康生活部健康局生活衛生課職員 退席

委員：答申案について、何か意見を伺いたい。

委員：収集の制限の例外、利用及び提供の制限の例外について、免状番
号は、それだけでは、個人識別性はないが、県が保有する届書もし

くは厚生労働省が保有する免状交付者リストと照合することによって個人を識別することが容易であり、個人情報収集、もしくは提供することとなることを答申に明記しておいた方がよい。

委員： 利用及び提供の制限の例外答申についてであるが、厚生労働省がデータベースを作成することを、明記しておいた方がよい。

委員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委員： 異議なし。

委員： 本日の審議はここまでとする。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第67回）資料